

## 新型コロナウイルス感染症に関するザンビア政府の対応要領について

令和 2 年 3 月 11 日  
在ザンビア日本国大使館

### 【ポイント】

現在当地では新型コロナウイルスの患者は出ておりません。また、ザンビア政府は、今のところ特定の国に対する入国制限を設けておりません。

### 入国時に全ての渡航者に対して行われる政府の対応要領は以下のとおり

- ① 入国元、健康状態、連絡先等に関する問診票の記載
- ② サーモグラフィ及び体温計による検温
- ③ 発熱の症状が出た場合、別室において空港医による診察
- ④ 隔離が必要と判断された場合、隔離病院に搬送
- ⑤ 14日以内に疑わしい症状がでたらどうすべきかについて、以下の指定連絡先含め助言を受ける。
  - ・ 連絡先：909（無料）、0974-493553、0953-898941、0964-638726（有料）
  - ・ Eメール：ps@moh.gov.zm

### 【本文】

- 1 全ての渡航者に対して、入国時、問診票の記入及び検温等のスクリーニングが実施される。
- 2 発熱がある場合は、別室で医師の診察を受け、隔離が必要と判断された場合は指定の施設に移される。
- 3 14日以内に疑わしい症状がでたらどうすべきかについて、指定の連絡先含め助言を受ける。
- 4 ザンビアに入国される際は、自己の体調管理をお願い致します。

### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館 領事警備班  
+260-977-77-1205  
+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に

に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (停止)